
プロジェクト 金利指標改革に起因する会計上の論点**項目 第 147 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 147 回金融商品専門委員会（2019 年 10 月 23 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金利指標改革に関する論点の識別及び今後の進め方**（第 147 回金融商品専門委員会）****論点の識別**

2. ヘッジ会計の中止もしくは終了の定めが適用されるのかどうかという観点から、金利指標改革によるヘッジ会計の中止を回避すること及び契約変更の論点が重要だと考えている。ヘッジ会計が継続される必要性は大きいため、しっかりと議論をする必要がある。
3. IFRS や米国会計基準では、契約の条件変更が金利指標改革に関連がある場合には、当該契約が継続していると判断され、その結果、ヘッジ会計も継続するという流れで検討されているものと考えている。一方、日本基準には、IFRS や米国会計基準と違い、10%テストのような契約条件の変更に関する定めはないため、ヘッジ会計が継続できるための契約条件の変更の範囲について明らかにしていく必要がある。それにより、財務諸表作成者がヘッジ会計を継続できるかどうか明確に理解できることとなる。
4. マイナス金利の取扱いについて、変動金利がマイナスとなった場合でも特例処理の継続を妨げない旨の暫定的な整理があった。マイナス金利の取扱いと今回の金利指標改革の取扱いの範囲が重なる契約があった場合、どちらもヘッジの有効性に問題が生じ得る場合の取扱いを含むため、これらの暫定的な取扱いをどのように適用するのか、派生的な論点として議論する必要があるかもしれない。
5. 時価算定会計基準の適用初年度と LIBOR の公表停止の時期が重なっているため、IBOR の流動性の低下による時価のレベル別分類の論点について、IASB での今後の対応も踏まえつつ、必要に応じて適時に対応して頂きたい。
6. 代替参照指標に関する未収利息、未経過利息の計算の論点もある。会計上はある程度各企業で定めることも可能かもしれないが、税務上の取扱いとの関係で議論が必

要となる可能性がある。

7. 参照金利の計算方法に関して、前決めか後決めの変更は、有効性の分析結果に影響を及ぼすことが考えられる。米国等の動向も注視しつつ、慎重に検討していく必要があると考える。
8. 参照金利の変更のタイミングによって、ヘッジ対象の消滅を認識するかどうか論点とされているが、金融機関においては繰延ヘッジ損益の残高が一時に損益計上される影響が極めて大きい。ヘッジ取引が実態として継続しているなかで、そのような処理することは、経済実態及び経営者の取引意図を反映させる観点からも強い違和感があるため、取引実態も考慮のうえ、ご検討頂きたい。
9. ヘッジ会計の事後テストの80-125%の有効性テストを前提とした記載があるが、銀行業では実務として、包括ヘッジにおいて、有効性テストを省略しているケースが多数あり、かかる有効性テストを行うことに困難が伴う。銀行業におけるヘッジは業種別監査委員会報告第24号に従っており、保険業(同26号)・リース業(同19号)でも業種固有のルールがあるので、業種固有の事情も配慮頂きたい。
10. IBOR ベースの既存取引の金利指標が変更されるケースだけではなく、IBOR 以外の新金利指標を参照した取引を新規に認識することも増加すると考えられる。このような新規取引と金利指標置換後の既存取引との間で、経済的な性質に差異がないのであれば、ヘッジ会計適用上の差異も生じないようにすることが望ましいと考える。

今後の進め方

11. 日本では置換後の参照金利について、議論の見通しが立っていないと理解しており、ある程度市場参加者間で合意されていくまでは、既存契約の条件変更も起こってこないと考える。一方、新規契約については、参照金利をどうするかという点で金利指標改革の影響が出始める可能性がある。ヘッジ会計の中止について、契約条件の変更に関する論点は既存契約の参照金利の変更の話であり、現状はまだそのような契約変更は生じていないと考えられるため、2020年3月末までにヘッジ会計の取扱いに関する基準を開発する必要性は実務的にはあまり大きくないと考える。ただし、新規契約の参照金利の動向はASBJ事務局でも確認していただきたい。
12. 事務局の提案通り、フェーズを区切らず進めた方が、全体として早期に完了するのではないかと考える。一方、2020年3月までに早期に対応すべき問題があるかという点については、個別の商品について考え方等整理していく段階で、特に為替が組み合わさった複雑な構造の商品等、問題が生じる可能性はある。ただし、基準の適用の範囲内で対応することも可能であると考えられ、現状は事務局案に賛同する。

審議事項(4)-3

13. フェーズ分けする際の問題点を考慮し、事務局案を理解する。一方で、もうすでに生じている問題もある。有効性の評価は実務上仮定をおいて行われているが、他の基準設定主体の会計基準では、そのような仮定を置くことが明記される一方、日本基準においては明記されなかった場合、明記されていないことが注目され逆に問題とならないかを懸念する。これまでの実務をある程度尊重し、継続されるということであれば現場の混乱も少なく済むと考える。
14. 金利スワップの特例処理と包括ヘッジについての決定が後ろ倒しになると、様々なヘッジ契約を持っている企業に、経済実態が変わらないにも関わらず損益が出てしまうという不安が生じる。この不安を解消するため、これらの項目については、2020年3月までに手当てできるのが理想ではあるが、それが難しければ他の一般的なヘッジ会計の論点よりも優先して、ASBJ が何らかのコメントやガイダンスを出すことが望ましいと考えている。
15. なるべく早く基準の開発を行うことを考えると現段階ではフェーズ分けしない事務局提案に同意である。
16. ヘッジ対象とヘッジ手段の参照金利に違いが生じた場合に、財務諸表利用者が実態を理解するために障害が生じないこと、また、どこに焦点をあてた基準になっているのかという点が明確になることを期待したい。
17. 全体的な進め方については事務局の提案に賛成である。日本においては金利スワップの特例処理と包括ヘッジの影響が大きい。また、包括ヘッジは業種別にルールができており、有効性の評価もある程度簡便的な手法が認められている。この有効性の要件について、参照金利が変更された際にどのように解釈するのかという論点が生じ得る。通常は、ASBJ で基準確定後、会計士協会において業種別の議論を行う流れになると思うが、金融機関のヘッジ会計への影響が大きいことを勘案し、通常の流れとは違う形で平仄を合わせるよう進めていければと思う。
18. 海外市場ではRFR(リスクフリー・レート)を参照する取引が発生しつつあるため、2020年3月期から適用可能になるよう基準開発を進めて頂きたい。また、仮に2020年3月までに最終基準化された場合、それ以前に生じたRFRベースの取引については、同基準が遡及適用できるようにして頂きたい。予定取引の発生可能性やヘッジの有効性の事前評価、金利スワップの特例処理の判断については、LIBOR公表停止の可能性の影響を受けずに、これまで通りの取扱いが許容されるルールの早期設定を求めたい。

以上